

当地に在留・滞在又は渡航を予定している邦人の皆様へ

在イスラエル日本国大使館

2020年3月12日

イスラエル当局による新型コロナウイルスへの対応等に関する情報提供 3/12

● 3月11日、イスラエル内務省より新たな追加措置が発表されましたので、以下のとおりお知らせします。以下（3）（4）に関しては、イスラエル側より一切の事前説明もなく発表されたもので、引き続き詳細を確認中ですが、当地長期駐在中の方を含め、今後イスラエル渡航・入国を試みる場合、空港等で深刻なトラブルとなる可能性が大きく考えられます。イスラエルへの渡航又はイスラエルからの出国の検討に当たっては、十分ご留意下さい。

（イスラエル内務省発表情報）

（1）イスラエル内務省は、全ての国境（空港を含む）において、全ての外国人のイスラエルへの入国を拒否する保健省の提案を承認した。

（2）イスラエル国内で14日間の自宅待機が可能なことを証明する外国人は、入国が可能となる。

（3）上記（2）の例外措置は、次の各国から渡航する外国人には適用されない：

中国、韓国、タイ、イタリア、マカオ、シンガポール、香港、日本、及び、エジプト

（4）上記（3）の措置は3月12日午後8時から適用される。

● 今後も更なる追加措置がとられる可能性が考えられますので、イスラエル当局等からの最新情報の入手に努めてください。

【参考情報】

（イスラエル内務省）

ヘブライ語

[https://www.gov.il/he/departments/news/closing\\_borders\\_for\\_foreigners\\_in\\_11032020](https://www.gov.il/he/departments/news/closing_borders_for_foreigners_in_11032020)

（イスラエル保健省）

英語版

<https://govextra.gov.il/ministry-of-health/corona/corona-virus-en/>

ヘブライ語版

<https://govextra.gov.il/ministry-of-health/corona/corona-virus/>

（新型コロナウイルスに関する当館から発出したこれまでの情報提供）

[https://www.israel.emb-japan.go.jp/itpr\\_ja/corona\\_jouhou.html](https://www.israel.emb-japan.go.jp/itpr_ja/corona_jouhou.html)

問い合わせ先

在イスラエル日本国大使館

Tel: +972-(0)3-6957292

Fax: +972-(0)3-6960340

Eメール: [ryouji@tl.mofa.go.jp](mailto:ryouji@tl.mofa.go.jp)

大使館HP: [https://www.israel.emb-japan.go.jp/itprtop\\_ja/index.html](https://www.israel.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html)

在留届電子登録・変更（3か月以上の滞在）:

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/RRnet/index.html>

たびレジ登録・変更（3か月未満の渡航）:

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/index.html>